



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*70 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則	(考査課)	1
*71 和歌山県立文書館管理規則の一部を改正する規則	(文化学術課)	2
○ 告示		
749 消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施（危機管理消防課）		2
750 指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	3
751 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課)	4
752 〃	(〃)	4
753 道路の位置の指定	(都市政策課)	4
754 〃	(〃)	4
○ 選挙管理委員会告示		
38 和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等		5
○ 警察本部告示		
6 捜査支援システム更新委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等		5
○ 公告		
和歌山県国際交流センターにおける指定管理者の募集	(国際課)	8
和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者の募集	(健康推進課)	11
和歌山県勤労福祉会館における指定管理者の募集	(労働政策課)	14
○ 諸報		
入札公告	(警察本部)	17

規 則

和歌山県規則第70号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則（平成19年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表 略 <u>公益社団法人和歌山県スポーツ協会</u>	別表 略 <u>公益社団法人和歌山県体育協会</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第71号

和歌山県立文書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立文書館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立文書館管理規則（平成5年和歌山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日) 第3条 略 2 前条第3項の規定は、<u>前項第4号又は第5号</u>の規定により休館する場合に準用する。</p> <p>(損害賠償) 第9条 利用者は、<u>文書館の文書等を亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。</u></p>	<p>(休館日) 第3条 略 2 前条第3項の規定は、<u>前項第4号及び第5号</u>の規定により休館する場合に準用する。</p> <p>(損害賠償) 第9条 利用者は、<u>文書館の文書等を亡失又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。</u></p>

別記第2号様式中

「

1 電子式複写	2 マイクロリーダー複写	3 写真
---------	--------------	------

 を
 」

「

1 電子式複写	2 写真
---------	------

 に、「すべて申請者」を「申
 」

請者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第749号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会に委託して次のとおり実施する。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
------	----------------------

消火設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び場所

講習区分	講習日	講習時間	講習場所	
			会場名	所在地
警報設備	令和6年10月16日（水）	午前9時30分から 午後4時50分まで	和歌山県勤労福祉会館 （プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目 5番47号
同上	令和6年10月17日（木）	同上	同上	同上
消火設備	令和6年10月18日（金）	同上	同上	同上
警報設備	令和6年10月29日（火）	同上	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
避難設備 ・消火器	令和6年11月14日（木）	同上	和歌山県勤労福祉会館 （プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目 5番47号
同上	令和6年11月15日（金）	同上	同上	同上

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙7,000円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、令和6年9月2日（月）から同月6日（金）までの間に公益財団法人和歌山県消防設備保守協会又は各振興局地域づくり部地域づくり課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

6 講習科目及び時間

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間

7 その他詳細については、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会又は和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課に問い合わせること。

公益財団法人和歌山県消防設備保守協会 電話番号 073-402-2657

和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第750号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3051400 178	ひかりスター	海南市岡田326	保育所等訪問支援	株式会社縁和会	和歌山市西小二里二丁目5-71	令和 6.8.1
----------------	--------	----------	----------	---------	-----------------	-------------

和歌山県告示第751号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社SORUKKA	有田郡有田川町下津野850-1	訪問看護	訪問看護ステーションひかり海南	令和 6.7.1

和歌山県告示第752号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
医療法人健佑会けんゆうクリニック	東牟婁郡串本町串本1790	腎臓に関する医療	中村善也	令和 6.7.1

和歌山県告示第753号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3664	橋本市胡麻生字中ノ町313番3の一部、313番4、314番の一部、318番13の一部	橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	令和 6.7.16	6.00 ? 6.82	61.94

和歌山県告示第754号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3662	紀の川市打田字楽池1180番の一部、1186番の一部、水路	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 6.7.23	6.00 6.00	41.85 25.31

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、令和6年9月1日執行予定の和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり告示する。

令和6年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 基準となる日 令和6年8月22日。ただし、年齢については令和6年9月1日
- 2 登録を行う日 令和6年8月22日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、捜査支援システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年8月2日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

捜査支援システム更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

捜査支援システム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る捜査支援システム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）80地点以上で構成された捜査支援システムを構築し、かつ、更新した実績を有すること。

（イ）150台以上の路上装置を設定し、かつ、設置した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）複数地点に設置された路上装置について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機

器保守を行った実績を有すること。

(イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が(1)のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち捜査支援システム更新業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者にシステム構築及び更新体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び保守拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（サ）及び（ス）の書類についてはコンソーシアムの代表者が、（ク）及び（ケ）の書類については捜査支援システム更新業務を担当する構成員が、（コ）及び（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、（イ）から（キ）までの書類については構成員ごとに提出すること。

（ア）競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

（オ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（カ）誓約書

（キ）申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

（ク）仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

（ケ）2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（コ）2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（サ）申請者にシステム構築及び更新体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

（シ）申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び保守拠点等における常駐技術者数を記載していること。

（ス）コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のア又はイに掲げる（イ）から（カ）までの申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア並びにイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（キ）及び（ケ）から（シ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年8月2日（金）から同年9月18日（水）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年8月2日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年8月2日（金）から同月19日（月）までの

県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年8月2日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部刑事部機動捜査分析課（以下「機動捜査分析課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和6年8月2日（金）から同月22日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年8月2日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の（1）のア並びにイに掲げる（ウ）、（オ）及び（キ）の申請書類については、令和6年8月22日（木）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和6年8月22日（木）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

機動捜査分析課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0110

メールアドレス e8103501@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和6年9月4日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年9月13日（金）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年9月18日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

公 告

県が設置する和歌山県国際交流センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県国際交流センター
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
- (3) 規模等 資料閲覧室 175.49㎡
交流ラウンジ 66.72㎡
事務室 69.70㎡
応接相談室 23.38㎡
サークル室 69.04㎡
器材庫 22.28㎡

倉庫 21.72㎡

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県国際交流センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県国際交流センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第63号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県

暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和6年8月2日（金）から同月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局国際課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

(2) 現地説明会

ア 日時 令和6年8月19日（月）午後1時30分から

イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
和歌山県国際交流センター サークル室

ウ 内容 募集要項及び仕様書の説明並びに施設の見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参若しくはファクシミリ又は電子メール (e0223001@pref.wakayama.lg.jp)

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和6年8月20日（火）から同年9月3日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 令和6年9月6日（金）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和6年9月9日（月）から同月24日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和6年10月下旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月

7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局国際課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2057

ファクシミリ番号 073-433-1192

公 告

県が設置する和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階
- (3) 規模等 延床面積 268.68㎡
待合いコーナー 24.12㎡
受付・医局・安静室 60.54㎡
麻酔室 33.17㎡
診察室等 88.55㎡
研修室・倉庫 62.30㎡

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成

される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第71号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他の団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税及び地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して、脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 令和6年8月2日（金）から同月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県福祉保健部健康局健康推進課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館5階
- (2) 現地説明会
- ア 日時 令和6年8月22日（木）午後2時
 - イ 場所 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター 研修室
和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階
 - ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
 - イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 令和6年8月2日（金）から同月20日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ
- (4) 申請に係る質問等
- ア 期間 令和6年8月23日（金）から同月30日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 回答日 令和6年9月6日（金）
 - ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和6年9月9日（月）から同月20日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和6年10月下旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2656

ファクシミリ番号 073-428-2325

公 告

県が設置する和歌山県勤労福祉会館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年8月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県勤労福祉会館

(2) 所在地 和歌山市北出島一丁目5番47号

(3) 規模等

ア 敷地面積 約2,460㎡

イ 延床面積 3,204.76㎡

ウ 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建て

冷暖房設備有・エレベーター2基有

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県勤労福祉会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和6年8月2日（金）から同月20日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- イ 配布場所 和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和6年8月26日（月）午後2時から
- イ 場所 和歌山県勤労福祉会館3階 会議室
和歌山市北出島一丁目5番47号
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

- (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
- (イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 令和6年8月27日（火）から同年9月11日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 回答日 令和6年9月18日（水）
- ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

- ア 期間 令和6年9月19日（木）から同年10月8日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 選定結果の通知及び公表 令和6年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月

7 問合せ先

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2790
ファクシミリ番号 073-422-5004

諸 報

入 札 公 告

捜査支援システム更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年8月2日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度から令和14年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

捜査支援システム更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 捜査支援システム更新委託業務

契約日から令和8年3月31日（火）までの間

イ 賃貸借業務

令和8年3月1日（日）から令和15年2月28日（月）までの間

(4) 調達役務の内容

捜査支援システム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6年和歌山県警察本部告示第6号に規定する捜査支援システム更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部機動捜査分析課（以下「機動捜査分析課」という。）

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0110

メールアドレス e8103501@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和6年8月2日（金）から同年9月18日（水）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、令和6年8月2日（金）から同年9月18日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年8月2日（金）は、午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和6年8月2日（金）から同年9月18日（水）までの間に機動捜査分析課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和6年9月19日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和6年9月18日（水）午後5時までに機動捜査分析課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和6年9月18日（水）午前9時から同月19日（木）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年

和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、機動捜査分析課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal and equipt lease of Wakayama Prefectural Police Criminal Investigation Support System

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 19 September 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Wednesday 18 September 2024, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Wednesday 18 September 2024 to 9:45 a.m. Thursday 19 September 2024)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL : 073-423-0110
FAX : 073-423-0120
e-mail : e8103501@pref.wakayama.lg.jp